

# (案)

○富良野市道路占用料徴収条例

昭和42年 8月25日条例第14号

## 改正

昭和51年 4月 1日条例第 9号  
昭和57年 6月29日条例第12号  
昭和60年 3月22日条例第 5号  
昭和62年12月18日条例第20号  
平成 7年 3月28日条例第 5号  
平成 9年 3月12日条例第 3号  
平成11年12月20日条例第23号  
平成12年 3月24日条例第31号  
平成13年 3月 9日条例第 5号  
平成16年 3月23日条例第 1号  
平成26年 3月20日条例第 6号

富良野市道路占用料徴収条例

(目的)

**第1条** この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき本市が管理する道路の占用料の額及び徴収方法について定めることを目的とする。

(占用料の額)

**第2条** 占用料の額は、別表に定めるところによる。

(占用料の特例)

**第3条** 市長は、前条により難いもの又は、特別の事由があるものについては、他の均衡を考慮して特別の額を定めることができる。

(占用料の徴収)

**第4条** 占用料は、占用の期間に応じ、次の区分により徴収する。

(1) 占用期間が、年を単位とするものにあつては、毎年4月から翌年3月までの1年分を当該年度の4月30日までに徴収する。ただし、年度半ばに許可したものは、その許可の日から15日以内に徴収する。

(2) 占用期間が、月又は日を単位とするものにあつては、許可の日から10日以内に徴収する。

2 占用料は、市長の発する納入通知書により徴収する。

(占用料の不還付)

**第5条** 既に納付した占用料は還付しない。ただし、法第71条第2項の規定により許可を取り消したときは、占用者の請求により当該占用箇所の原状回復が完了された日に属する月以後の分（日額をもつて占用料を徴収するものにあつては、その翌日以後の分）の占用料を還付する。

(占用の移転の場合の占用料)

**第6条** 占用者が、市長の許可を受けて占用を移転した場合は、前占用者が納めた占用料は、新占用者が納めたものとみなす。

(占用料の減免)

**第7条** 市長は、次の各号の一に該当する占用については、第2条の規定にかかわらず、占用料の一部又は全部を減免することができる。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (3) 街路灯、公共の用に供する道路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する額の占用料を徴収することが不相当であると認められる占用物件で、市長が定めるもの  
(手数料及び延滞金)

**第8条** 法第73条第2項の規定により、市長が徴収することができる手数料は、督促状1通につき80円とする。

2 法第73条第2項の規定により、市長が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る占用料及び負担金（以下本条において「負担金等」という。）の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ、負担金等の額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額によるものとする。

3 前項の延滞金は、その額が500円未満であるときは徴収しないものとし、また、延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は徴収しないものとする。

（罰則）

**第9条** 市長は、許可を受けずに道路を占用する等詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対しては、第2条の占用料を追徴又はその占用料の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

（施行細目）

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和51年4月1日条例第9号）

この条例は、昭和51年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和57年6月29日条例第12号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に道路占用の許可又は承認を受け既に納入し又は納入しようとする占用料については、昭和57年度に限り、なお従前の例による。

**附 則**（昭和60年3月22日条例第5号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和62年12月18日条例第20号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年3月28日条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月12日条例第3号抄）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年12月20日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は法第35条の規定による協議が成立して現に存する占用物件（以下「既存占用物件」という。）に係る1年当たりの占用料の額は、次の定めるものを除き、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じて当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正占用料額」という。）を超える場合には当該改正占用料額とする。

(1) 平成12年度 この条例による改正前の富良野市道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定を適用して算定した当該既存占用物件に係る1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成13年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額

- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第9項に規定するガス事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）から市が徴収する既存占用物件に係る占用料は、当該電気事業者等の支店等ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正占用料額を超える場合には、当該改正占用料額とする。

(1) 平成12年度 改正前の条例第2条の規定を適用して算定した当該支店等における既存占用物件に係る占用料の額の合計額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成13年度以降 当該支店等における前年度の占用料の額（既存占用物件に係るものに限る。）に1.1を乗じて得た額

附 則（平成12年3月24日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月9日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成X年X月X日条例第X号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(単位：円)

占用物件	単位	占用料	
		占用期間1	占用期間1

			月以上	月未満
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につき1年	310	
	第二種電柱		480	
	第三種電柱		650	
	第一種電話柱		280	
	第二種電話柱		450	
	第三種電話柱		620	
	その他の柱類		28	
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル につき1年	3	
	地下電線その他地下に設ける線 類		2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートルにつき 1年	170	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	560	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		240	
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	760	
その他のもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	560		
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	17	
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		25	
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		34	
	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの		67	
	外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの		170	
	外径が1メートル以上のもの		340	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる 施設		占有面積1平方 メートルにつき 1年	560
法第32条 第1項第	地下街及び 地下室	階数が1のもの	Aに0.004 を乗じて得	

5号に掲げる施設					た額	
			階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
			階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				380	
	地下に設ける通路				230	
	その他のもの				560	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店	祭典で一時的に設けるもの	占用面積5平方メートル未満	1回につき3日まで		1,050
			占用面積5平方メートル以上10平方メートル未満			2,100
			占用面積10平方メートル以上15平方メートル未満			3,150
			占用面積15平方メートル以上20平方メートル未満			4,200
			占用面積20平方メートル以上1平方メートル増すごとに			210
	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日		8
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1月	76	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	76	
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	760	
	標識			1本につき1年	450	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設け		1本につき1日		8

る物件		るもの				
		その他のもの	1本につき1月	76		
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		8	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	76		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		760	
その他のもの				380		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	560		
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月		76	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物並びに同条第7号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	56		
		階数が2のもの		56		
		階数が3のもの		56		
		階数が4以上のもの		56		
	その他のもの			56		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額		
		階数が2のもの				
		階数が3のもの				
		階数が4以上のもの				
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額		
上空に設ける道路		Aに0.02を乗じて得た額				
政令第7条第9号	建築物		占有面積1平方メートルにつき	Aに0.02を乗じて得た		

に掲げる 施設		1年	額	
	その他のもの		Aに0.014 を乗じて得 た額	
政令第7 条第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.02を 乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.014 を乗じて得 た額	
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.02を 乗じて得た 額	
	建築物		Aに0.02を 乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.028 を乗じて得 た額	
政令第7 条第12号 に掲げる 器具		占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.028 を乗じて得 た額	
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道 路（高架のものに限る）の路面 下に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.02を 乗じて得た 額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を 乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.028 を乗じて得 た額	
上記以外 のもの	庭地		Aに0.014 を乗じて得 た額	
	農耕地		近傍類似の 土地の1平 方メートル 当たりの農 業委員会が 情報提供す	

		る実勢賃借料に0.5を乗じて得た額	
	その他のもの	市長がその都度定める。	

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの価格をいうものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、日額を除き16日以上のは1月分、15日以内のものは月額の半額として計算するものとする。
- 8 1件の占有料の総額が200円に満たないものは、これを徴収しない。
- 9 占有期間が1月未満の場合において、上記により算出して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。